

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

所属名	富士見市
担当者名	

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
富士見市	①自立支援・介護予防・重度化防止	後期高齢者の増加とともに、関節疾患や転倒・骨折などによる要介護等認定者の増加が見込まれるが、これを予防するため、高齢者がいつまでも歩く力を保ち、人との交流による社会的な刺激が得られる「通いの場づくり」が重要である。そこで、市内全域に、歩いて通える身近な場所での運動と社会参加ができる拠点をづくり、介護予防活動をひろげていくことが課題である。	●ふじみパワーアップ体操クラブ(身近な通いの場の提供) 歩いて通える場所に、住民主体の「ふじみパワーアップ体操クラブ」を増やす。	ふじみパワーアップ体操クラブ (H29) (H30) (H31) (H32) クラブ数 47 50 53 56 参加者数 1250 1310 1370 1430	ふじみパワーアップ体操クラブ 52クラブ、1369人	◎	放課後児童クラブを会場とすることで、安定して会場の確保ができ、クラブの立ち上げが順調にすすんだ。 今後は、さらに参加者が増やせるように新たなクラブとして、周知を図る必要がある。
富士見市	①自立支援・介護予防・重度化防止	体力や身体機能など要介護状態等に陥りやすい機能の低下を防ぐため、心身機能の維持向上を図り、活動的な生活を継続していく方法を学習する機会と実践していく場が必要である。	●集中型介護予防教室「はつらつ教室」の充実 集中型介護予防教室を実施し、機能の維持向上を目指すとともに、教室卒業後も自主的に継続して介護予防活動をとりくむことができるようにする。	①はつらつ教室生活機能アップコース ②はつらつ教室口腔機能向上・認知症予防コース (H29) (H30) (H31) (H32) ①開催回数 71 80 80 80 ①延べ人数 900 1200 1200 1200 ②開催回数 13 13 13 13 ②延べ人数 150 160 160 160	①74回、817人 ②13回、109人	○	参加者の結果からは、①改善45.2%、維持46.5%、悪化8.2% ②改善8.3%、維持91.6%だった。卒業後の自主グループや体操クラブへの参加割合は、①48.6%、②25%だったが、教室参加者は計画目標値に届かなかった。 今後は、後期高齢者保健事業の該当者に介入していくとともに、心身機能の低下の早期発見・予防につなげられるよう、フレイル予防の考え方を周知し、フレイルチェック事業に取り組む。
富士見市	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域の課題を把握し、地域づくり・資源開発などにつなげていくため、地域包括ケアシステムの実現に向けた一つの手法として、地域ケア会議を開催している。今後は個別事例を検討する中で把握された地域課題については、解決に向けた施策展開の検討に結びつくようにしていきたい。	●地域ケア個別会議 高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるものとして、定期的に各地域包括支援センターが会議の主催をし、多職種が参加して助言する会議を開催。 ●介護予防支援地域ケア会議 市が行う地域ケア会議として、地域包括支援センターが担当し作成している要支援者や事業対象者の方のプランに対し、多職種が助言し、自立支援に資するケアマネジメント支援を行う会議を毎月開催。	①地域ケア個別会議 ②介護予防支援地域ケア会議 (H29) (H30) (H31) (H32) ①開催回数 15 15 15 15 ②開催回数 11 12 12 12	①15回 ②10回	○	多職種からの助言(支援方法や対応内容等)を活かすなど成果をフィードバックする方が確立できていないので、検証する評価方法を見出していくことが課題である。 地域資源の不足(通いの場や住民助け合いサービスなど)に話が及ぶことも増えてきたが、サービスの創設までには至っていない。生活支援体制整備事業とのより一層の連携が必要である。
富士見市	②給付適正化	介護給付費の適正化は、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも必要不可欠であり、介護サービスを必要としている要介護・要支援認定者が真に必要なサービスが受けられるよう、介護給付適正化に努めている。様々な手法を用いて適正化事業を推進し取り組んでいく。	●実地指導の計画的な実施 ●要介護認定の適正化・平準化 ●住宅改修・福祉用具の点検、ケアプランの点検 ●縦覧点検・医療情報との突合 ●介護給付費通知等の情報公表の推進	①実地指導の計画的な実施 ②住宅改修・福祉用具の事後点検 ③ケアプランの点検 (H29) (H30) (H31) (H32) ①事業所数 9 18 17 15 ②件数 8 10 10 10 ③事業所数 5 10 8 5 ③点検件数 50 90 70 40	①16事業所 ②8件 ③5事業所 ③点検数 64	○	適正化の実施にあたっては、利用者にとって「真に必要なサービス」となっているか否かを判断することが重要な要素となるが、この判断基準をケアマネジャーや介護事業者等に理解をすすめる、周知徹底していくためには、指導していく側に多くの知識と経験が求められるため、様々な課題が多いのが現状である。 今後も、介護保険制度の持続可能性を高め、介護サービスを必要としている要介護・要支援認定者が真に必要なサービスが受けられるよう、様々な手法を用いて介護給付適正化に努める必要がある。 ケアプラン点検は、3年に1度、市内全居宅介護支援事業所を訪問して実施していたが、指定権限が移譲されたことから、6年に1度実施する実地指導と併せて行うこととしたため、目標件数を下回ってしまった。